京都府北部地域連携都市圏公共交通計画及び宮津市地域公共交通計画の策定について

議会全員協議会資料 令和3年12月22日 企 画 財 政 部

地域公共交通においては、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」 (地域公共交通活性化再生法)が改正され、原則として全ての地方公共団体で『地域公共交通 計画』を策定することとされました。

こうした中、京都府北部7市町が連携し市域を越えて「京都府北部地域連携都市圏公共交通活性化協議会」(会長:城﨑宮津市長)を立ち上げて『京都府北部地域連携都市圏公共交通計画』 (広域計画)の策定に向けた、また、「宮津市地域公共交通会議」において『宮津市地域公共交通計画』(宮津市計画)の策定に向けた協議を進めています。

■『京都府北部地域連携都市圏公共交通計画』(広域計画)及び『宮津市地域公共交通計画』の 素案の概要(別添資料を参照)

【計画の位置づけ】

◆地域公共交通活性化再生法第5条で定める地域公共交通計画(策定は努力義務)

【計画で定める内容】(国土交通省『地域公共交通計画等の作成と運用の手引き』を踏まえて)

- **◆現状**(移動ニーズの実態等について記述するもの)
- **◆計画期間 ⇒ 令和4年度~令和8年度(5年間)**
- ◆基本的な方針
 - ⇒「自家用車に過度に頼ることなく、公共交通の利用者の満足度を高めるとともに、 利用機会などをつくりながら、公共交通へのマインドセットの転換を図っていく」 という共通認識のもと、
 - 〇広域計画は『第2期京都府北部地域連携都市圏ビジョン』で掲げる「多様なニーズに対応する持続可能で便利な交通圏域」
 - 〇宮津市計画は『第7次宮津市総合計画』で掲げる「持続可能な公共交通を確立し、 併せて、先進技術を活用したシームレスな(継ぎ目のない)移動しやすいまち」 をベースに設定
- ◆実施計画 ⇒ 広域計画・宮津市計画ともに「3つの目標」のもとに方策を定めていく
- ◆計画目標((国の手引きの標準指標をもとに)定量的な目標値を設定するもの)
- **◆達成状況の評価 ⇒ 毎年度、広域計画は協議会で、宮津市計画は公共交通会議で確認**

■策定スケジュール

